

第120回教育研究評議会議事要録

日 時 平成26年12月8日（月）14時00分開会～16時30分閉会
場 所 本部棟5階 大会議室
欠席者 澤委員
陪席者 谷口監事

議事に先立ち、第119回教育研究評議会の議事要録が承認された。

議題1. 山陰合同銀行との大学発ベンチャー等支援に関する協力協定について

竹内理事から資料に基づき、山陰合同銀行との大学発ベンチャー等支援に関する協力協定を締結することについて説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

議題2. 平成27年度学年暦（案）について

肥後理事から資料に基づき、松江キャンパス及び出雲キャンパスにおける平成27年度学年暦（案）について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、資料には記載されていないが、11月には松江キャンパスにおいて特別入試が実施予定である旨の補足説明があった。

報告事項

報告事項2. 塩飽理事から資料に基づき、平成26年度計画の中間取りまとめの総括について報告があった。

報告事項3. 竹内理事から資料に基づき、国際交流協定の締結について報告があった。

報告事項4. 竹内理事から資料に基づき、COC事業の一環として地域課題学習支援センターにおいて設置を進めている地域学習支援ITシステムについて、インターネット上に構築できたため、12月22日から地域学習コンテンツの配信等運用を開始する旨の報告があった。

報告事項5. 辻理事から資料に基づき、12月8日時点での松江地区事業場における一般健康診断の受診状況について報告があり、併せて未受診者の受診について協力依頼があった。

報告事項6. 辻理事から資料に基づき、夏季の節電実績及び冬季における節電計画について報告があった。

報告事項7. 肥後理事から資料に基づき、平成28年度入試において実施する地域貢献人材育成入試について報告があった。委員から卒業後のキャリアの把握について意見があり、地域枠入試を行う上で卒業後どこに定着しているかは重要な点であるので、今後効果の検証を行う必要がある旨の回答があった。

なお、本内容については現在未公表のものであるため取扱いに注意して欲しいとの依頼があった。

協議事項 1. 学校教育法，国立大学法人法等の一部改正に伴う全学規則の整備について

塩飽理事から資料に基づき，学校教育法，国立大学法人法等の一部改正に伴う全学規則の整備について，前回の本会議において提示した規則改正案及び各学部等からの意見等について説明があり，続いて辻理事から，本法改正及び中教審の審議のまとめの趣旨に沿った学内規則改正を今年度中に行うことが求められており，文科省により，12月に検討状況を，来年4月に対応結果の確認があること。また，本学が今年度中に法改正に沿った規則改正をしなかった場合，第3期中期目標・中期計画の素案提出時に規則改正結果について問われる懸念があること。4月～6月にかけて行われる平成28年度概算要求に係る事前相談時の説明が出来なくなる恐れがあること。文科省及び財務省が学長のリーダーシップ強化を予算面で支えるという方向性である中，今後の本学に対する運営費交付金の配分がさらに減額される恐れがあること。等の懸念について補足説明があった後，次のとおり意見交換が行われた。

- ・管理学則第40条第2項の教授会等の審議事項に，組織改編等に関する事項を入れるべきではないかとの意見があり，第三号「教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に追加することで対応したい旨の回答があった。

- ・役員規則にある「統督」という文言は一般的ではないので，適切な文言とすべきではないか。

- ・教育研究評議会規則第2条第7号の評議員の選出については，国立大学法人法上「教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する」となっているため，現在教授会規則において評議員の選出について審議事項となっている部局については削除する必要がある旨の意見があった。

- ・部局長選考規則について，これまでどおり各部局で部局長候補者を決定し学長に報告するという理解で良いかとの意見があり，原案は，意見のとおりにも，学長主導で決定することも解釈できるようになっており，明確に定める場合は「部局長は学長が選考する」とするか，「候補者を複数選出する」とする必要がある旨の回答があった。